

令和2年6月22日

## 今年度夏以降の審査会について

一般財団法人全日本剣道連盟

一般財団法人全日本剣道連盟（以下「全剣連」）は、剣道人の皆様の日ごろの修錬を奨励する趣旨から、感染予防の徹底を図りつつ、以下の通り審査会を開催します。

審査要項は、都道府県剣道連盟に通知するとともに、全剣連ホームページや剣窓に掲示、掲載します。また、事前に審査会における感染症対策（審査会実施にあたっての感染拡大予防ガイドライン）も公表しますので、受審を希望するみなさんは十分ご注意ください。

なお、感染症の状況や審査会場が所在する都道府県の方針により、予定が変更される可能性があることもご了解ください。

### ○ 杖道八段、七段、六段審査会

➤ 8月7日（金） 和歌山県

#### 注意事項

1. 本審査会のうち八段審査会は、5月3日（京都市）に開催を予定していた審査会（以下「本来審査会」）の代替審査会です。  
このため、受審できる者は、「本来審査会」に申し込んでいた方だけです。
2. 本審査会で合格した者は、「本来審査会」の日に合格したものと見なされます。
3. 「本来審査会」に申し込んでいた者で、日程の都合等により本審査会を受審できない方は、7月24日（金）までに登録都道府県剣道連盟を通じその旨を申し出た場合、お預かりしている受審料を返金します。

4. 海外剣連を通して受審を予定している方については、全剣連から各国剣連会長へ送るメールの内容に従ってください。

(注) 8月22日(土)、8月23日(日)に長野市で実施を予定していた剣道七段、六段審査会は、来年(令和3年)1月～3月に延期します。詳細は、後日通知します。

○ 剣道七段、六段審査会

- 七段 8月29日(土)、六段 8月30日(日) 福岡市

○ 居合道八段、七段、六段審査会

- 八段 8月29日(土)、七段・六段 8月30日(日) 京都市

注意事項

1. 本審査会のうち八段審査会は、5月3日(京都市)に開催を予定していた審査会(以下「本来審査会」)の代替審査会です。  
このため、受審できる者は、「本来審査会」に申し込んでいた方だけです。
2. 本審査会で合格した者は、「本来審査会」の日に合格したものと見なされます。
3. 「本来審査会」に申し込んでいた者で、日程の都合等により本審査会を受審できない方は、8月15日(土)までに登録都道府県剣道連盟を通じその旨を申し出た場合、お預かりしている受審料を返金します。
4. 海外剣連を通して受審を予定している方については、全剣連から各国剣連会長へ送るメールの内容に従ってください。

○ 剣道六段、七段審査会

- 六段 10月14日(水)、七段 10月15日(木) 姫路市

注意事項

1. 本審査会は、4月29日及び30日（以上京都市）並びに5月16日及び17日（以上名古屋市）に開催を予定していた審査会（以下「本来審査会」）の代替審査会です。このため、受審できる者は、「本来審査会」に申し込んでいた方だけです。  
なお、先般の通知では9月実施予定としていましたが、会場の都合により本日程となりましたので、ご了解ください。
2. 本審査会で合格した者は、「本来審査会」の日に合格したものと見なされます。
3. 「本来審査会」に申し込んでいた者で、日程の都合等により本審査会を受審できない方は、9月30日（水）までに登録都道府県剣道連盟を通じその旨を申し出た場合、お預かりしている受審料を返金します。
4. 海外剣連を通して受審を予定している方については、全剣連から各国剣連会長へ送るメールの内容に従ってください。

○ 剣道八段審査会

➤ 10月19日（月）、10月20日（火） 東京都八王子市

注意事項

1. 本審査会は、5月1日及び2日（以上京都市）に開催を予定していた審査会（以下「本来審査会」）の代替審査会です。このため、受審できる者は、「本来審査会」に申し込んでいた方だけです。  
なお、先般の通知では9月実施予定としていましたが、会場の都合により本日程となりましたので、ご了解ください。
2. 本審査会で合格した者は、「本来審査会」の日に合格したものと見なされます。
3. 「本来審査会」に申し込んでいた者で、日程の都合等により本審査会を受審できない者は、10月5日（月）までに登録都道府県剣道連盟を通じその旨を申し出た場合、お預かりしている受審料を返金します。

4. 海外剣連を通して受審を予定している方については、全剣連から各国剣連会長へ送るメールの内容に従ってください。

- 居合道六段、七段審査会
  - 11月8日(日) 東京都
- 剣道七段審査会
  - 11月14日(土) 名古屋市
  
- 剣道六段審査会
  - 11月15日(日) 名古屋市
- 剣道六段審査会
  - 11月22日(日) 東京都八王子市
- 剣道七段審査会
  - 11月24日(火)、25日(水) 東京都足立区
- 剣道八段審査会
  - 11月26日(木)、27日(金) 東京都千代田区
- 杖道六段、七段審査会
  - 令和3年1月15日(金) 東京都

以上

## 大会等におけるビデオ撮影等について

全剣連が主催する大会、審査会、講習会及びその他の行事（以下「大会等」という。）における写真・動画の撮影及び音声の録音（以下「ビデオ撮影等」という。）並びに撮影した映像及び録音した音声（以下「撮影映像等」という。）の取扱いについては、次のとおりとするほか、各大会等の開催要項で定めるところに従うこと。

- 1 大会等の会場において、以下の条項に従って個人利用の目的でビデオ撮影等を行うことは差支えないが、営利目的又は不特定多数の者に公開若しくは頒布する目的で、これを行うことは禁止する。ただし、全剣連から許諾を得て行う場合はこの限りでない。
- 2 大会等の会場におけるビデオ撮影等は、これを禁止されていない場所で、大会等の運営を妨げないような機材、方法によることとし、他人に迷惑を及ぼさないよう配慮すること。
- 3 大会等の会場における撮影映像等及びこれらのデータについては、有償、無償にかかわらずこれを不特定多数の者に頒布したり、又はインターネット上やその他の方法でこれを公開して拡散させたりしないこと。ただし、全剣連から許諾を得て行う場合はこの限りでない。

以上